

特集3

墓じまい(廃墓)をする場合の留意点



横田 瞳 Yokota Mutsumi 公益社団法人全日本墓園協会 専務理事

墓地や納骨堂、火葬場などに関する研究者(博士(工学))。同協会主管研究員、日本環境斎苑協会 常任理事。通称「お墓博士」



何らかの事情で、先祖代々のお墓(墳墓)から遺(焼)骨を取り出して墓地を整理し、遺骨は合祀墓などに納め直す「墓じまい」を検討されている方もいらっしゃると思います。

基本的には、いわゆる改葬の手続と大きく変わりません。ただ、そうしたお墓は昔から建立されていたものであること、管理者の存在が必ずしも明確ではない場合が少なくないことが留意点となります。

墓じまいと手続

墓じまいは、墓地埋葬法と墓地埋葬法施行規則(以下、規則)に基づいて行われる「改葬」ということになります。

ただ、通常の改葬と異なる「改葬許可証の申請」となりますので、個人墓地や共同・集落墓地などの場合では、申請に必要とされる埋蔵証明書を交付してくれる管理者がいない、あるいは寺院境内にお墓がある場合であっても、寺院から交付してもらえないことが考えられます。

また、土葬されていたご遺体を改葬する場合には、いったん、火葬場で火葬を行わなければならぬ、と受けとめておいてください。

確かに規則2条2項1号では「管理者の作成した埋葬若しくは埋蔵又は収蔵の事実を証する書面」(いわゆる「埋蔵証明書」)を、改葬許可申請時に添付しなければならない書面として挙げられています。そのことと同時に、その補足として「これにより難い特別の事情がある場合にあっては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面」で埋蔵証明書に代えることができるということも明示されています。

では、どういった「書面」が「市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面」とされるのか。これは、墓地の様態・状況や、^{おのの}全国各々の市町村で判断・対応に違いがあります。改葬許可証を交付する窓口に事前に相談をしておきましょう。

たとえば、当該墳墓の使用者であることを証する書面(共同墓地や集落墓地の場合、墳墓区画毎に分筆、登記している場合もある)、埋葬・埋蔵されている故人と申請者との関係が明らかとなる書面(除籍の記録も含めた戸籍謄本)、当該墳墓に埋葬・埋蔵されている故人の親族からの同意書、確認書、過去の経緯や改葬せざるを得ない事情等についてまとめた、「事実経過説明書」(実印を押印、印鑑証明添付)などが考えられます。

なお、この改葬許可の申請ができるのは墓地使用者であることが原則とされています。慣習的に使われ引き継がれてきた墳墓の場合、いわゆる墓地使用承諾書、墓地使用権利証がない場合もあるかもしれません。すると、申請者が墓地使用者であることを明らかにするために、前述した市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面の例として挙げたものとは別に、「特にこれを明らかにする書面」が必要となることも考えられます。

さらに、規則2条2項2号には「墓地使用者以外の者にあっては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又はこれに対抗することができる裁判の謄本」を添付とあります。ですので、上記の埋葬・埋蔵されている故人の親族からの同意書、確認書が必要となる場合にもなるかもしれません。ちなみに、改葬を行う遺(焼)骨が複数に及ぶ場合や、氏名等、改葬許可証に記載が求められている項目のうち不詳・不明の項目がある場合、その

特集3 墓じまい（廃墓）をする場合の留意点

まま一括してしまうことは認められています^{*1}。

改葬の手続が終了した後の墳墓については、いわゆる「抜魂式^{*2}」を行った上で、その墓石を撤去することになります。

改葬する墳墓が建立されている寺院が人口減少の顕著な地域である場合、遺(焼)骨を改葬する墓じまいは、寺院側からすれば、経済的な基盤ともいえる檀信徒の減少となりますので、「抜魂式」といった法事の他に離檀料(ときには数百万円というケースもあり)を請求し、トラブルになることもあるようです。しかし、離檀料の請求の経緯を確認すると、寺院側は、ただ単に檀信徒が減るのは困るという理由で請求に至ったという事例ばかりではありません。

檀信徒である当該墓地使用者が、当該寺院へ長年にわたって何の連絡もしていないまま、「お墓」を半ば放置していたような事例も少なくありません。こうした「お墓」でも寺院では無縁整理をせず、ときには、お墓の区画内に繁茂した草刈・草むしり等も行いながらも、適時、管理を続けていた「お墓」について、突然、墓じまいを申し込まれたことに対する感情的な軋轢^{あつれき}に起因していることも珍しくないようです。

最近では「墓参代行業」というサービスもあります。概ね(筆者のイメージですが)1回あたり3万円前後。春、秋の彼岸で年に2回として、年に6万円。これが10年に及んでいるなら60万円、20年ともなると120万円。もちろん、必ずしも、こうした「墓参代行業」のような濃厚なかたちで、寺院側がお墓の管理をしていたかどうか、という点は考えなくてはなりませんが、仮に、私自身が、20年、30年、連絡もしないままにしていたお墓を「墓じまい」しようとした場合、寺院から100万円、200万円の離檀料が求められたとしても驚きません。

ここで具体的な金額について触れましたが、要は、離檀料は、今までお世話になったお礼として、ある程度の金額を支払う気持ちが有るなら、支払うべきだと考えます。

*1 「改葬許可証の取扱について」(昭和32[1957]年4月16日衛環第26号)による

*2 特集2では「お靈抜き」という呼び名で説明

仮に支払えないような額の場合、寺院との話し合いで、離檀料が生じる根拠やその額について尋ねることも必要になるかもしれません。

その場合、寺院との話し合いと並行して、その金額はその寺院の慣習として適正な額なのかについては、檀家総代や、同じ寺院の檀信徒になっている親族等に確認するという方策についても検討してもよいのではなかろうか。

確かに、法律的には、遺(焼)骨の所有権は使用者(祭祀主宰者)にあります。

ですが、こうした法律論ばかりを振りかざして、寺院との関係をまったく視野から外してしまうような方法で、遺(焼)骨を改葬してしまうと、新たな問題が発生する可能性もあります。

たとえば、親族が当該寺院の檀信徒として残るような場合であるとするなら、上記のような経緯で墓じまいをしてしまうと、残された親族は寺院内で何かと難しい立場に置かれてしまうということは考えられることですよね。

その他、残された墓石の撤去は、「現状回復義務」と言って、使用者の義務とされています。その施工を寺院に入りする石材店に任せると、寺院の意を汲んだ石材店から高い施工費を請求されることがあるかもしれません。

墓じまい後の配慮、問題点

寺院境内墓地ではなく、管理者がいない共同墓地、集落墓地で、特に出入りしている石材店がない場合には、墓石が放置されたままになってしまうこともあります。こうした場合には、地元の石材店に問い合わせ、適切な石材店に墓石の撤去、更地化を委託する方法もあります。あるいは、改葬した遺(焼)骨を他の墓地に納め直す場合、その施工を行う石材店に委託するということも考えられます。ただし、改葬した遺(焼)骨を、永代供養墓、合祀墓等に納めることまで、石材店に委託することは難しいように思われます。

さらに、永代供養墓、合祀墓等に納める場合、

特集3 墓じまい（廃墓）をする場合の留意点

新たにお墓を建立するよりも費用がかかることがあるという点は見落とされがちです。

骨壺で一定期間管理するような形態の施設の場合、骨壺1つで30～50万円。2つめ以降は半額にするなどの設定をしている施設もあるようですが、先祖代々の墓地(お墓[墳墓])から取り出した遺(焼)骨(骨壺)の数は、相当な数になる場合もあるでしょう。

仮に6つの骨壺、または同等の分量の遺(焼)骨が取り出された場合、1つの骨壺を預けるために30万円の料金がかかるとすると、6つの骨壺の総額では180万円かかります。

これだけの額になると普通のお墓を別途求めることも可能で、また、6つの骨壺に入っている遺(焼)骨を2～4つの骨壺に納め直すことも考えられますが、その場合、納めきれない遺(焼)骨の扱い方が問題となります。

永代供養墓と呼ばれる施設に遺(焼)骨を預けるという選択肢を否定しているのではありませんが、こうした施設なら手間や費用がかからないというイメージのみが先行しているように思われます。最近では一見して普通のお墓でも、永代供養墓と呼ばれる施設に求められる運用・管理(サービス)と変わらないものもあります。

手間や苦労、費用をかけ、手元に置くこととなつた先祖代々の遺(焼)骨ですので、様々な方策を検討し、相談することが大切です。

墓じまい、改葬のポイント

まず、後半で触れた永代供養墓、合祀墓、合葬墓というような「新しい」お墓は、様々な形状・デザインがありますし、運用の仕方、預かった遺骨の管理方法や期限なども一様ではありません。墓じまいに臨む前になるべく多くのご親族、お身内の方と相談し、メリット・デメリットについて話し合うべきだと考えます。

その場合には各々のパンフレットだけを眺めるのではなく、使用規則や料金表こそ、注視すべきでしょう。「そうした相談が出来る人が居れば、そもそも墓じまいなんて考へない」とつぶやく方もおられるかもしれません。

しかし、人間というものはおよそ自然発的にひとりで生まれ落ちてくる訳ではありません。

あなたの母親、父親、各々には連なる方々がおられるでしょう。そして、そうした方々は、今、仮にあなたは疎遠にはしてはいても、まごうことのない、あなたのお身内ご親族なのではないでしょうか。寺院について説明させていただいた際、あまり墓じまいをするご自身の都合ばかりに考えや気持ちが傾いてしまうと、「親族が当該寺院の檀信徒として残るような場合であるとするなら、上記のような経緯で墓じまいをしてしまうと、残された親族は寺院内で何かと難しい立場に置かれてしまう」とお話させていただきましたことも振り返ってみてください。

ここまでお読みいただいた「大変だなあ」と思われた方にご提案します。

もし、新たに永代供養墓、合祀墓、合葬墓というような「新しい」お墓を用意しよう、準備しようと考えておられるのなら、それらを求めるのに必要とされるであろう、100万、200万円というお金は、いっそのこと「墓じまいしてしまう」と考えているお墓の近くで暮らしておられるお身内、ご親族に以後のお墓の管理を託すための「委託金」としてお渡しされるというのはいかがでしょう。

あるいは、お墓が寺院境内にあるのなら、そのご住職に託すという方策はいかがでしょう。そうすれば、改葬する手続きも必要ありませんし、後々、お墓の管理を委託する、したこと、することを契機として、新しい(あるいは「眠っていた」)人間関係を掘り起こすことにもつながるのではないでしょうか。

以上のような結びでは、墓じまいをしたいと考えておられる皆さんにとっては、肩透かしなご提案かもしれません。

しかし、本質は「管理が難しい」「出来ない」お墓をどうするか、であったはずです。そして、こうした「本質」への向き合い方は「墓じまい」という方策だけではありません。

いま一度、多角的に「本質」に向き合ってはいかがでしょうか。